

(参考)

特養待機者について

- 1 特養の「待機者」については、最近では、国においてその把握を行っていなかったところ。
- 2 今般、全国の市町村から、介護保険事業計画の基礎となるデータの集計・取りまとめを行う中で、特別養護老人ホームの待機者を調べたところ約4万7千人であった。

(注)ここでいう特別養護老人ホームの待機者には、老人保健施設、療養型病床群に入所・入院している者を含まない。

② 介護保険対象外サービスに係る目標量の設定について

ア 養護老人ホーム

各地域において身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを把握し、適当な量を見込む。

イ 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）高齢者生活福祉センター

軽費老人ホームA型、B型については、現状程度の設置数とすることを標準とする。

ケアハウス、高齢者生活福祉センターについては、特別養護老人ホームの経過措置対象者、その他生活支援の必要なものを把握し、適当な量を見込む。

ウ 健康教育

（ア）個別健康教育

目標量の設定のための算式は、以下を参考とする。

（個別健康教育被指導実人数の目標）＝（当該年度における基本健康診査の要指導者の見込数（※1））× 0.2（※2）×（実施体制に応じて当該市町村が定める割合）

※1 喫煙については、禁煙の意思を有しているが自らの努力だけでは禁煙できない者の数の推計

※2 概ね5年間で、対象者全員に対して個別健康教育を実施することを目標とした数値

（イ）集団健康教育

各市町村において、平成11年度の一般健康教育及び重点健康教育の事業量を基本として、実施回数目標を設定する。実施延人数についても適宜把握する。

(ウ) 介護家族健康教育

各市町村において、家族介護者の実態及び健康教育の希望者について把握したうえで、実施回数の目標を設定する。

エ 健康相談

(ア) 重点健康相談

各市町村において、平成11年度の事業量を基本として、実施回数について目標を設定する。実施延人数についても適宜把握する。

(イ) 介護家族健康相談

各市町村において、家族介護者の実態と市町村の相談実施体制に応じた適当な実施回数の目標を設定する。実施延人数についても適宜把握する。

(ウ) 総合健康相談

各市町村において、平成11年度の一般健康相談の事業量を基本として、実施回数の目標を設定する。実施延人数についても適宜把握する。

オ 健康診査

(ア) 基本健康診査

- ・ 基本健康診査の事業量に関する全国共通の指標として、引き続き受診率を用いることとし、全国的には、受診率50%を目標とする。
- ・ 受診率を算定するうえでの対象人口の把握方法については、各市町村の実情が異なることを勘案し、それぞれの実態にふさわしい方法によることとする。

カ 機能訓練

(ア) 機能訓練A型

各市町村において、事業の参加延べ人数の目標を設定する。目標量の設定にあたっては、以下の算式を参考とされたい。

a 65歳以上の者

{ (当該年度の65歳以上人口) × (0.032 (機能訓練対象者数の割合)) × (機能訓練対象者のサービスの必要性を勘案して当該市町村が定める割合) - (このうち介護保険の給付を受けることが見込まれる者の数) + (介護給付の十分なサービス量を確保することが困難な市町村において、当面、機能訓練の対象とすることが見込まれる要介護及び要支援の者の数) } × (週2回) × (26週)

b 40歳から64歳の者 (可能なかぎり算出することが望ましい。)

{ (当該年度の40歳から64歳までの人口) × (0.004 (機能訓練対象者数の割合)) × (機能訓練対象者のサービスの必要性を勘案して当該市町村が定める割合) - (このうち介護保険の給付を受けることが見込まれる者の数) + (介護給付の十分なサービス量を確保することが困難な市町村において、当面、機能訓練の対象とすることが見込まれる要介護及び要支援の者の数) } × (週2回) × (26週)

c 上記の参加延べ人数に基づく目標に加えて、1か所当たりの平均参加人数 (各市町村の実態に応じた適当数) を勘案して、実施箇所数に基づく目標も設定されたい。

d 実施回数は週2回で、毎週実施することを基本とし、一人の対象者の事業への参加期間はおおむね6ヶ月とする。

(イ) 機能訓練B型

a 各市町村において、平成11年度の事業量を基本として、事業の対象人数の目標を設定する。

b 実施回数は週1回で、毎週実施することを基本とし、一人の対象者の事業への参加期間はおおむね1年とする。

キ 訪問指導

訪問指導の目標量設定のための算式は、以下を参考とする。

(健診の要指導者数) × (当該市町村が定める年間平均訪問回数) ×
(健診の要指導者への訪問指導及び連絡・調整の必要性を勘案して当該市町村が定める割合) + (介護予防の観点から訪問指導を必要とするものと当該市町村が推計する対象者数) × (当該市町村が定める年間平均訪問回数) × (介護予防対象者への訪問指導及び連絡・調整の必要性を勘案して当該市町村が定める割合) + (当該市町村が推計する介護家族数) × (当該市町村が定める年間平均訪問回数) × (介護家族への訪問指導及び連絡・調整の必要性を勘案して当該市町村が定める割合)

(注) これらの算定方式は、今後、平成12年度の予算が確定するまでの間に変更があり得るものである。

③ 特別養護老人ホームの施設整備量の見込み方

都道府県の介護保険事業支援計画において、施設整備量を見込む際にはサービス必要量を0.986(※)で割り戻すこととされたい。

※ 「0.986」とは、平成11年3月に実施した「介護報酬に関する実態調査」の結果であり、特別養護老人ホームの「定員に対する利用率」である。(平成11年11月15日の医療保険福祉審議会、老人保健福祉部会・介護給付費部会合同部会で公表済み)